

河川ごみに対する取組について

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課

平成30年11月24日

水辺環境を向上させる3つの方策

自然再生

- ・河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。
- ・流域における多様な主体と連携しながら、豊かな自然環境を育む「生態系ネットワーク」の形成を推進する。



水辺整備

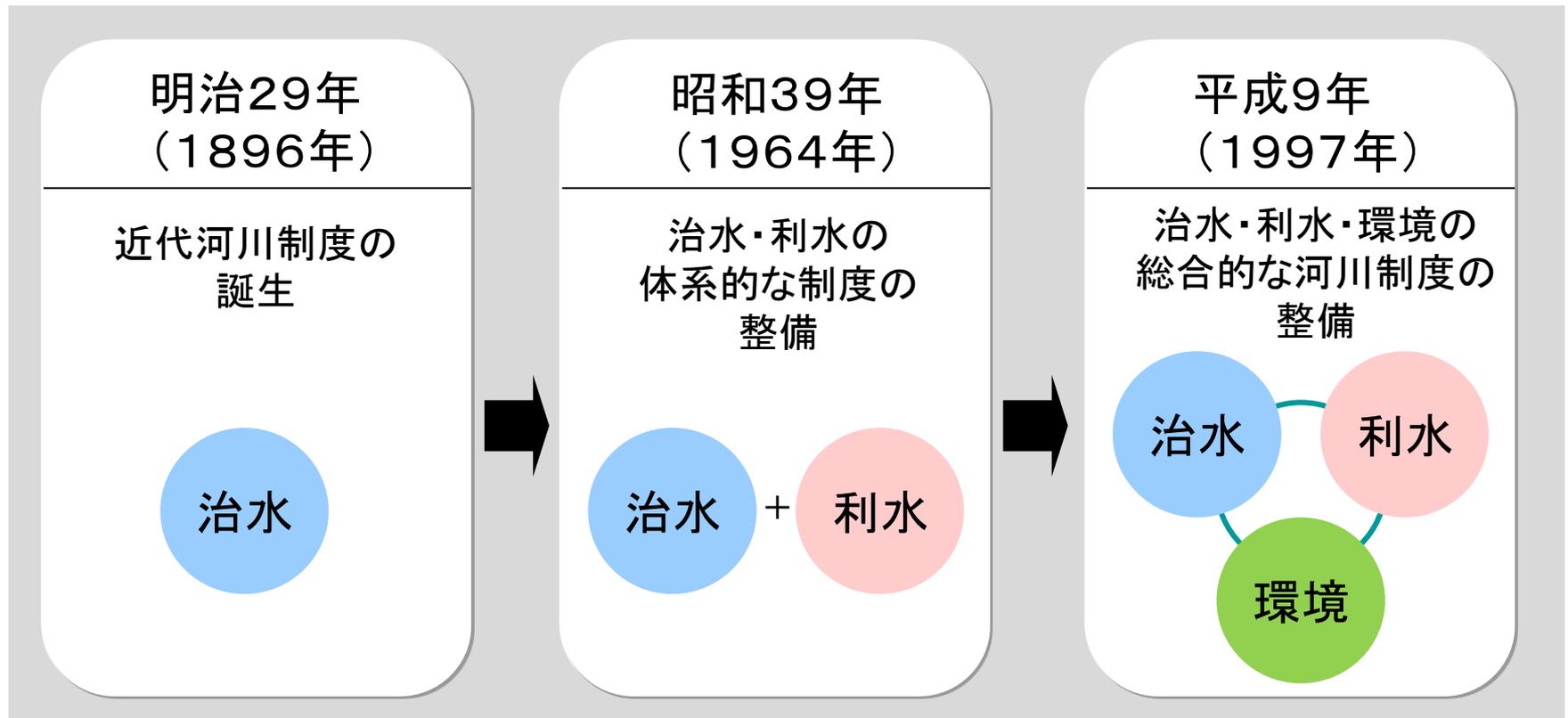
- ・地域の取組みと一体となって水辺を整備する(かわまちづくり支援制度)
- ・河川を教育の場として利用する(水辺の楽校プロジェクト)
- ・水源地における係る河川管理施設の整備を行う(水源地域ビジョンに基づく整備)



水環境整備

- ・水環境悪化の著しい河川において浚渫を行い、浄化施設を整備する
- ・濁水、富栄養化、堆砂等の著しいダムに対して浚渫を行い、浄化施設を整備する。また、ダム湖周辺を保全し整備する
- ・水環境悪化の著しい河川に対して導水を行う





(平成9年改正後)

河川法第1条

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び**河川環境の整備と保全がされるよう**にこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全性の保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川に漂着するごみ

- 特に洪水後など、橋脚や河川管理施設にごみが漂着・堆積し、河川環境や景観の悪化を招くだけでなく、
 - 洪水の流下を阻害
 - 河川管理施設の操作に支障 等河川管理に支障を及ぼすおそれ



流域に散在するごみ

- 流域のごみは水路等を通じて河川へ流入する



ごみと河川の関係

- 河川敷に捨てられたごみはもちろん、**何気なく街に捨てられたごみ**も側溝・水路などを通じて河川へ流入。



河川ごみに対する取組 (河川管理)



河川ごみに対する取組（連携体制の強化）



水濁協を利用した連携強化

全ての一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会（※）」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制を確認



合同パトロール

河川ごみに対する取組（住民のみなさんとの協力）

河川ごみ清掃



河川ごみ調査



河川ごみ清掃（清掃リレー）

